

調布市立若葉小学校・第四中学校・図書館若葉分館施設整備PFI事業

■要求水準書(案)に関する質問への回答

No.	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	a	(a)	項目等	質問内容	回答
1	○	-	-	9	第1	5	(1)	⑦	-	-	-	インフラ	インフラについて最新の情報は自治体所管部署、供給業者等に問い合わせとあるが、提案前に問合わせてもの宜しいでしょうか。	適宜、お問合わせください。市の管轄する部署にお問い合わせする際は、事前に事務局までお問合わせください。 なお、市で管理しているインフラについては、市ホームページで確認できますので参照ください。 ●下水道 ○下水道台帳閲覧 トップページ＞暮らし・手続き＞下水道・ライフライン＞下水道＞下水道台帳 ●道路 ○市道情報 トップページ＞市政情報＞ようこそ調布市へ＞調布地図＞調布まっぷ(外部リンク)＞市道情報マップ(令和5年3月31日更新) ○道路種別 トップページ＞市政情報＞ようこそ調布市へ＞調布地図＞調布まっぷ(外部リンク)＞道路種別図(令和5年10月1日時点のもの) ○調布市道路線認定図・路線認定調書 トップページ＞まちづくり・環境＞道路＞道路等の財産管理
2	○	-	-	11	第1	5	(2)	②	-	-	-	地盤	敷地の地質及び地盤は「閲覧資料2 事業予定地地盤資料」実施方針 第2-2-(2)-①-dで閲覧のみと記載があります。設計に係る資料になりますので、閲覧資料2はもちろん、3・4も貸与して頂くことは可能でしょうか。	「実施方針等に係る個別対話結果」No.57の回答を参照ください。

■要求水準書(案)に関する質問への回答

No.	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	a	(a)	項目等	質問内容	回答
3	○	-	-	16	第2	1	(1)	①	ア	-	(b)	-	「既存屋内運動場は一部改修し(中略)継続使用する」とありますが、改修は別途工事とし、本事業前に完了していると考えて宜しいでしょうか。	既存屋内運動場の改修も本事業に含みます。
4	○	-	-	16	第2	1	(1)	①	ア	-	(c)	-	同上、既存プールの改修も、別途工事で本事業着手前に完了していると考えて宜しいでしょうか。	要求水準書(案)に記載のとおり、既存プールの設備の切り替え工事等は本事業に含みます。
5	○	-	-	16	第2	1	(1)	①	ア	-	(d)	-	同上既存普通校舎棟も同様に考えて宜しいでしょうか。	既存普通校舎棟の改修も本事業に含みます。
6	○	-	-	17	第2	1	(1)	①	イ	a	(b)	配置計画	「新校舎等は現中学校敷地の南側に配置し」とありますが、基本計画P34図5-1施設配置計画図(案)では南側にも大きく空地を取り、校舎は敷地中央付近に配置されています。南側に大きく空地を設けている理由をお聞かせいただけないでしょうか。	昇降口へのアプローチ、給食車両の搬入、植栽帯による歩者分離、職員の駐輪場を想定しています。
7	○	-	-	21	第2	1	(1)	③	ア	-	(d)	-	各段階で必要な室内空気環境測定を実施するとありますが、竣工前の段階のみ実施するの間違いではありませんか。	要求水準書(案)に示すとおりです。
8	○	-	-	21	第2	1	(1)	③	ウ	-	(a)	-	多摩産材に拘らず木材を多く使うことは加点の対象になると考えて宜しいでしょうか。	入札公告時に示します。
9	○	-	-	25	第2	1	(1)	⑦	-	-	(e)	-	既存樹木を伐採する場合、樹木を活用するとありますが、検討するため樹木の種類を教えてください。	若葉小学校敷地内に関してのみ、H19年調査時の資料がありますので、参考資料として閲覧資料に追加します。なお、現況とは異なる部分があることは留意して確認ください。
10	○	-	-	26	第2	1	(3)	①	-	-	(k)	共通	「それぞれの施設の引き込み部等に子メーターを設置すること。」と記載がありますが、検針業務は維持管理業務の仕様外の認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

■要求水準書(案)に関する質問への回答

No.	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	a	(a)	項目等	質問内容	回答
11	○	-	-	29	第2	1	(3)	②	ウ	-	(d)	情報通信設備	本事業と別途工事の境が不明です。引き込みは別途工事とし、引き込みに伴う電柱やハンドホールの設置のみ本工事と考え、位置については市と協議と考えて宜しいでしょうか。若しくは入札公告時に位置を指定するのでしょうか。	お見込みのとおりです。詳細な引き込み位置、配管位置については、設計時の協議となります。
12	○	-	-	29	第2	1	(3)	②	ウ	-	(d)	情報通信設備	情報通信設備に関しては「配管・配線は本事業に含めるが、機器の設置・機器の設定は市が行う、」と記載があるため、情報通信設備の管理については、維持管理業務の仕様外の認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	○	-	-	29	第2	1	(3)	②	エ	-	(c)	-	緊急呼び出しボタンは全てのトイレの個室に設置すると考えて宜しいでしょうか。	多機能トイレについては、全て緊急呼出ボタンを設置しますが、全てのトイレの個室に必要ではありません。したがって、要求水準書(案)及び「添付資料4 諸室リスト及び電気機械要求性能表」を修正いたします。
14	○	-	-	30	第2	1	(3)	②	オ	-	(b)	-	内線に関して、電話機は別途対応とありますが、配線まで本事業であり、電話機は材料支給ではなく、取り付けまで別途工事と考えて宜しいですか。	お見込みのとおり、電話機の調達及び取り付けまでを別途工事(給食室内の内線は除く)としています。
15	○	-	-	35	第2	1	(4)	②	-	-	(a)	-	上下水道は小学校・中学校・図書館で別々に管理とありますが、共用で使用する諸室についての管理はどのように考えているのか教えてください。	要求水準書(案)に記載のとおり、小学校・中学校、図書館で別々に管理してください。
16	○	-	-	35	第2	1	(4)	②	-	-	(f)	上水道、下水道・ガス共通	埋設配管は必要に応じて撤去とありますが、施設整備に干渉がなければ、全て残置と考えて宜しいですか。	お見込みのとおりです。

■要求水準書(案)に関する質問への回答

No.	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	a	(a)	項目等	質問内容	回答
17	○	-	-	35	第2	1	(4)	②	-	-	(e)	上水道	「現中学校敷地内に、震災用流水タンクが埋設しており、存置すること。」と記載がありますが、管理については維持管理業務外の認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	○	-	-	36	第2	1	(4)	④	-	-	(a)	-	ガスの供給事業者を教えてください。	現在の学校の供給事業者は東京ガス株式会社となります。
19	○	-	-	37	第2	1	(5)	②	-	-	(a)	-	防災井戸を設置とありますが、現状井戸を利用するとの考えて宜しいでしょうか。	要求水準書(案)に示すとおり、防災井戸は、マンホールトイレ上流側に新設してください。
20	○	-	-	37	第2	1	(5)	②	-	-	(e)	災害時対応	「新校舎等には、防災無線設備(同報系及び移動系)を整備すること。」と記載がありますが、「防災無線設備」の管理に関しては維持管理業務外の認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	○	-	-	38	第2	1	(5)	③	-	-	(a)	-	警備委託事業者は市が契約すると考えて宜しいですか。	本事業において事業者が保安警備業務内の防犯・警備業務を実施するための警備委託事業者となります。契約主体は事業者となります。
22	○	-	-	47	第2	2	(1)	⑤	ケ	-	(c)	-	シャワー室はユニットシャワーで宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	○	-	-	48	第2	2	(1)	⑥	イ	-	(a)	地域学校協働本部	地域学校協働本部の利用者数を教えてください。	「添付資料4 諸室リスト及び電気・機械要求性能表」に記載の諸室面積を最低基準としてご提案ください。
24	○	-	-	48	第2	2	(1)	⑥	エ	a	(c)	給食室	市内小学校・中学校の栄養士等の関係者の助言及び意見は、教育委員会の方がとりまとめて頂けると考えて宜しいでしょうか。	栄養士等の関係者についても、設計時の協議等に同席いたします。
25	○	-	-	49	第2	2	(1)	⑥	エ	b	(a)	給食室	食数の記載等は有りますが、献立予定がありません。小学校・中学校は分けて1献立と思われますが、献立予定をお示しください。	若葉小学校栄養士が立案します。小・中学校とも同じ献立を想定しています。

■要求水準書(案)に関する質問への回答

No.	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	a	(a)	項目等	質問内容	回答
26	○	-	-	49	第2	2	(1)	⑥	エ	b	(c)	給食室	アレルギー対応室が有りますが、対応食数・アレルギー対応数・除去食か代替食か等をお示しください。	市では、原則として、学校生活管理指導表の記載に基づき対応しています。小学校においては除去食を提供しています。また、必要な場合は、家庭から代替食等を持参いただくこともあります。対応食数については、年度によって児童のアレルゲンとなる食材や対応児童数が異なるため変動します。献立の組み合わせによっても異なりますが、現在、1日あたり10人程度対応しています。中学校においては、保護者に詳細な献立表を配付し、喫食前に教職員と生徒がトレイの配膳状況を確認しています。また、必要な場合は、家庭から代替食等を持参いただいています。市ホームページにあります「調布市立学校食物アレルギー対応マニュアル」も併せて参照ください。トップページ＞子育て・教育＞食物アレルギー対策＞再発防止に向けた取組
27	○	-	-	59	第2	2	(1)	⑧	ア	-	(b)	-	校庭で使用する用具について、開示願います。	用具等について具体的な想定はございません。収納スペース等は、「添付資料4 諸室リスト及び電気・機械要求性能表」に記載の諸室面積を最低基準としてご提案ください。
28	○	-	-	59	第2	2	(1)	⑧	ア	-	(e)	-	石灰庫は屋外体育倉庫と別棟と考えて宜しいですか。	事業者の提案によるものとします。ただし、1棟とする場合は、石灰庫と体育倉庫は間仕切り壁を設けてください。

■要求水準書(案)に関する質問への回答

No.	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	a	(a)	項目等	質問内容	回答
29	○	-	-	60	第2	2	(1)	⑧	エ	-	(g)	-	ゴミ置き場に換気設備は不要で宜しいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
30	○	-	-	61	第3	2	(1)	⑨	ウ	-	-	バスロータリー	バスロータリーは外構工事のため、整備完了時期は第2期工事時でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
31	○	-	-	61	第2	2	(1)	⑨	エ	-	(d)	-	低学年の遊び場に遊具は不要と考えて宜しいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
32	○	-	-	61	第2	2	(1)	⑨	エ	-	(d)	-	遊具に関しましてすべて新設でしょうか。(移転は無しと考えて宜しいでしょうか。)	お見込みのとおりです。
33	○	-	-	62	第2	2	(1)	⑨	エ	-	(o)	-	各種ポイント(T型、L型、O型等)とは何を指しているか教えてください。	グラウンドマークを指しますので、本文を修正いたします。
34	○	-	-	62	第2	2	(1)	⑨	オ	-	(a)	校庭(中学校)	(a)現中学校敷地:誤→現小学校敷地:正ではないでしょうか。	ご指摘のとおり、「現小学校敷地」の誤りでしたので、本文を修正いたします。
35	○	-	-	62	第2	2	(1)	⑨	オ	-	(g)	改修工事内容	擁壁の改修内容を明確にして頂けますでしょうか。	「実施方針等に係る個別対話結果」No.1の回答を参照ください。
36	○	-	-	62	第2	2	(1)	⑩	ア	-	-	改修工事内容	既存屋内運動場の改修内容を明確にして頂けますでしょうか。	要求水準書(案)p.62「ア 既存屋内運動場」に示すとおりです。
37	○	-	-	63	第2	2	(1)	⑩	イ	-	-	改修工事内容	給食棟の改修内容を明確にして頂けますでしょうか。	要求水準書(案)に示すとおりです。なお、壁の仕様等については、「実施方針等に係る個別対話結果」No.23の回答を参照ください。
38	○	-	-	63	第2	2	(1)	⑩	ウ	-	-	改修工事内容	普通教室棟別棟の改修内容を明確にして頂けますでしょうか。	要求水準書(案)に示すとおり、各種設備の切替工事のほか、普通教室棟(平成29年増築)については、第2-1-(3)②オに示すとおり、屋外放送設備の配管・配線工事を含むものとします。
39	○	-	-	70	第2	2	(2)	②	-	-	(a)	外構等	「図書館へのアプローチにはエントランスコートを設け、地域の活動を行うことができる外構スペースを計画すること」とありますが、必要面積や具体的な活動のイメージがありましたらご教示ください。	「実施方針等に係る個別対話結果」No.38の回答を参照ください。

■要求水準書(案)に関する質問への回答

No.	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	a	(a)	項目等	質問内容	回答
40	○	-	-	71	第2	2	(2)	②	-	-	(b)	-	【植栽等により侵入防止策を講じること】とありますが、植栽以外に想定されているものはありますでしょうか。	フェンスや車止め等を想定しています。
41	○	-	-	72	第2	3	-	-	-	-	-	-	基本的に本事業は開発行為に当たらないと考えて宜しいですか。	都の判断によります。市ホームページから「調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例に基づく開発事業の手続のあらまし」を参照ください。 トップページ＞まちづくり・環境＞開発・建築＞開発事業
42	○	-	-	72	第2	3	(1)	-	-	-	(b)	-	市に行う定期的な報告は、調布市各課協議の内容等、書面にて細かく報告を行い、面談での報告は、調査完了時、基本構想完了時、基本設計中に1回程度、基本設計完了時程度と考えて宜しいでしょうか	市は定期的な報告は月1回を想定しますが、設計の進捗に応じて、市との合意形成に必要な回数をご提案ください。
43	○	-	-	72	第2	3	(1)	-	-	-	(c)	-	電波障害調査は、机上調査で良いと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
44	○	-	-	73	第2	3	(2)	-	-	-	-	-	「事業者は、関係機関と十分協議し（後略）」とありますが、提案前に関係機関と協議をして宜しいのでしょうか。	設計業務に係る協議は、設計の業務期間に行うものとします。
45	○	-	-	75	第3	1	(2)	①	-	-	(c)	-	室内空調環境測定は全ての諸室で行うものと考えて宜しいでしょうか。	調布市公共施設等シックハウスマニュアルに定めるとおりとします。
46	○	-	-	75	第3	1	(2)	①	-	-	(f)	-	工程検討のため、若葉小及び第四中の学校年間スケジュールを教えてください。	市ホームページの下記ページに各学校のホームページがリンクされていますので参照ください。 トップページ＞施設案内・検索＞小・中学校

■要求水準書(案)に関する質問への回答

No.	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	a	(a)	項目等	質問内容	回答
47	○	-	-	76	第3	1	(5)	-	-	-	(d)	-	作業時間において了承を得る近隣の範囲は、第1期工事は南側の市道東95号線に面する戸建てのみ、第2期工事は市道91-1号線、市道東90号線、小学校東側市道に面する戸建てのみが対象と考えて宜しいですか。家屋調査の範囲も同様で考えています。	近隣説明・家屋調査の範囲については、事業者の判断により実施してください。
48	○	-	-	76	第3	1	(5)	-	-	-	(f)	-	通学時間帯、時間制限等現在決められているものがあればご教授ください。	登校時間においては、児童・生徒に対して、早く登校し過ぎないように各学校で決められた時間帯内で登校するようアナウンスしています。 また、朝の部活動を行っている生徒に対しても、上記とは別に朝の部活動における学校で決められた時間帯内で登校するようアナウンスしています。 参考として、各学校のホームページにあります週時程を参照ください。 トップページ＞施設案内・検索＞小・中学校
49	○	-	-	76	第3	1	(6)	-	-	-	(a)	-	家屋調査範囲をご指示ください。	No.47の回答を参照ください。
50	○	-	-	76	第3	1	(5)	-	-	-	(g)	既存アリーナ	既存アリーナの改修工事とありますが、実施方針の資料1用語の定義に既存アリーナの定義がございません。追記もしくは修正頂けますでしょうか。	「既存屋内運動場」の誤りのため、要求水準書(案)を修正いたします。
51	○	-	-	77	第3	1	(6)	②	-	-	-	-	建設工事着手前に提出する(a)(b)(c)の書式があれば開示願います。	書式はありませんので、事業者の任意で作成してください。
52	○	-	-	77	第3	1	(6)	③	-	-	-	-	同上施工計画書で着手前提出書(a)～(j)各書式があれば開示願います。	書式はありませんので、事業者の任意で作成してください。

■要求水準書(案)に関する質問への回答

No.	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	a	(a)	項目等	質問内容	回答
53	○	-	-	77	第3	1	(6)	③	-	-	(g)	-	主要資機材一覧表は、工事着工前では全て決まっています。確定次第総合定例会議の場合等で都度提出すればよいと考えて宜しいでしょうか	工事着手前に提出頂きますが、変更があれば都度提出いただきます。
54	○	-	-	77	第3	1	(6)	③	-	-	(h)	-	同上、下請業者一覧表も上記同様と考えて宜しいでしょうか	お見込みのとおりです。
55	○	-	-	77	第3	1	(6)	-	-	-	-	建設業務体制	建設業務期間と解体業務期間の監理技術者と同等の資格を保有する者へ変更して配置してもよろしいでしょうか。	「実施方針等に係る個別対話結果」No.41の回答を参照ください。
56	○	-	-	78	第3	1	(7)	②	-	-	(a)	及び添付資料5	事業費算出のため、什器備品のメーカーリストを教えてください。メーカー見積の開示でも結構です。	入札公告時に参考品番を掲載した什器備品等リストを公表予定です。
57	○	-	-	78	第3	1	(7)	②	-	-	-	什器備品の調達設置業務	什器備品の水準は添付資料5(参考仕様)と同様という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。但し、仕様等(参考品番・サイズを含む)はあくまで参考とします。
58	○	-	-	78	第3	1	(7)	④	-	-	(a)	-	プールの利用期間はいつからいつまででしょうか。	要求水準書(案)に示すとおりです。
59	○	-	-	78	第3	1	(7)	④	-	-	(a)	-	市が対応する前庭とは、どこを示しているのでしょうか。	前庭の範囲を示す図を、閲覧資料に追加しますので、必要に応じてご確認ください。
60	○	-	-	79	第3	1	(7)	④	-	-	(b)	-	仮設の校庭は、第1期工事期間中は前庭を利用し、第2期では事業者側で位置を検討し整備すると考えて宜しいですか。	お見込みのとおりです。
61	○	-	-	79	第3	1	(7)	④	-	-	(e)	-	地中埋設物とはインフラ関係の配管等と考えて宜しいですか。	要求水準書(案)に示すとおりです。
62	○	-	-	79	第3	1	(7)	④	-	-	(f)	-	適切な改修とは漏水せず、建物として利用できる程度と考えて宜しいですか。	「実施方針等に係る個別対話結果」No.23の回答を参照ください。
63	○	-	-	79	第3	1	(7)	④	ア	-	(k)	-	既存建物の杭は、新設建物に干渉しないので全て残置と考えて宜しいですか。	提案によりますので、干渉する場合は撤去ください。

■要求水準書(案)に関する質問への回答

No.	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	a	(a)	項目等	質問内容	回答
64	-	-	-	79	第3	1	(7)	④	ア	-	(i)	-	既存施設以前の残置基礎が埋設されていた場合は、協議事項と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
65	○	-	-	79	第3	1	(7)	④	イ	-	(a)	-	添付資料6が公表されていません。いつ公表されるのでしょうか。	アスベスト対策については、事業範囲に含むものの対策費用は別途市で負担(本事業の予算とは別途支払う)することとしたため、添付資料6は削除します。
66	○	-	-	82	第3	1	(8)	①	ア	-	(c)	-	自主完成検査では検査済証は他の機関から出ませんので、事業者側から検査済証を発行すると考えて宜しいですか。	自主完成検査は、事業者にて実施いただきます。
67	○	-	-	83	第3	1	(8)	①	ウ	-	-	-	事業者が完成図書 of 保管場所を校舎内に確保すると記載されていますが、設計段階で場所を確保すると考えて宜しいですか。	お見込みのとおりです。保管場所については、市と協議の上調整ください。
68	○	-	-	84	第4	-	-	-	-	-	-	-	維持管理業務を実施するにあたり、作業の曜日・時間帯の指定はありますでしょうか。	指定はございませんが、施設利用者等に配慮するとともに、市及び本施設職員と調整のもと、実施していただきます。
69	○	-	-	84	第4	-	-	-	-	-	-	-	停電作業や定期清掃等、本施設の利用制限が生じる作業があり、制限を最小限とするため、また、コストを削減、効率化のため、現在の若葉小、第四中、図書館の年間スケジュールを教えてくださいませんか。	小・中学校については、No.46の回答を参照ください。 図書館については、以下の市ホームページを参照ください。 トップページ＞施設案内・検索＞文化・生涯学習＞図書館(外部サイトへ)

■要求水準書(案)に関する質問への回答

No.	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	a	(a)	項目等	質問内容	回答
70	○	-	-	84	第4	1	(1)	-	-	-	-	業務の対象範囲	「維持管理業務の実施に必要と考えられる消耗品は事業者の負担とし、その都度更新すること。」と記載がありますが、「添付資料13 主な維持管理業務項目詳細一覧」に記載されている「図書館部分のトイレを含む通常清掃や、本施設のトイレ清掃、ダストマット等の洗浄と交換」作業時に補充する衛生消耗品類(トイレットペーパー、水石鹼、各種ポリ袋、消毒液など)や交換するダストマット等は学校側からの支給品と考えて宜しいでしょうか。事業者負担の場合、消耗品類の各項目について、小学校・中学校・図書館別に商品名や仕様、過去の使用量(直近5年程度)がわかる資料の開示、また、ダストマット等についても同様にサイズや仕様、数量がわかる資料の開示をお願いします。(コスト算出のため)	維持管理業務の実施に必要な消耗品は、事業者負担で対応してください。なお、記載いただいたトイレットペーパーや水石鹼を含む日常利用で補充等が必要な消耗品については、学校側で対応します。また、ダストマット等の洗浄・交換についても維持管理業務項目(定期清掃)に含んでおりますので、事業者側で準備ください。
71	○	-	-	84	第4	1	(2)	-	-	-	-	業務期間	維持管理業務の業務期間について「本施設を本市へ引き渡した日から」と記載がありますが、建物の竣工検査後との認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
72	○	-	-	84	第4	1	(2)	-	-	-	-	業務期間	存置建物(プールを除く)の維持管理についての開始期間についても「本施設を本市へ引き渡した日から」(同日)との認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
73	○	-	-	85	第4	1	(6)	-	-	-	-	-	ここで言う提案とは事業費の変更はなく、当初提出した提案と実際に業務を行った結果、当初提案をより良くするために実施すると考えて宜しいですか。	お見込みのとおりです。

■要求水準書(案)に関する質問への回答

No.	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	a	(a)	項目等	質問内容	回答
74	○	-	-	85	第4	1	(6)	-	-	-	-	-	同上、提案は毎年度ではなく、改善点があれば実施すると考えて宜しいですか。	毎年度実施していただく維持管理業務の実施結果の分析及び評価を基に、市及び本施設職員と協議の結果、改善点があれば実施していただきます。
75	○	-	-	85	第4	1	(6)	-	-	-	-	-	改善点等がなければ、提案は不要と考える宜しいですか。	No.74の回答を参照ください。
76	○	-	-	85	第4	1	(6)	-	-	-	-	各種提案	「提案内容については、市及び本施設職員と協議の上、翌年度以降の維持管理業務計画書に反映させること。」と記載がありますが、提案内容を履行するにあたり増加費用が必要となる場合は、市の負担と考える宜しいでしょうか。	No.73及びNo.74の回答を参照ください。
77	○	-	-	85	第4	1	(6)	-	-	-	-	各種提案	各種提案資料とは主に定期点検時の不具合の修繕提案との認識で宜しいでしょうか。	定期点検時の不具合の修繕提案を含め、作業頻度や体制等、作業全般に関する項目の提案も対象となります。
78	○	-	-	86	第4	1	(7)	③	-	-	(b)	業務担当者	「法令等により資格を必要とする業務の場合には、有資格者を業務担当者を選任し、事前にその氏名及び資格を市に通知すること。」と記載がありますが、「建築物環境衛生管理技術者」も対象との認識でしょうか。	お見込みのとおりです。
79	○	-	-	87	第4	2	(1)	-	-	-	-	-	点検項目について、市の考えがあれば、ご提示願います。	建築物の各部位が常に最良な状態が保てるよう、適切な点検項目をご提案ください。

■要求水準書(案)に関する質問への回答

No.	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	a	(a)	項目等	質問内容	回答
80	○	-	-	87	第4	2	-	-	-	-	-	建築物保守管理業務	屋根, 外壁, 内壁, 天井などについて, 外観・景観上, 清潔かつ美しい状態を保ち…とありますが, 「資料13 主な維持管理業務項目詳細一覧」の業務概要には点検としか記載がなく, 清掃等の提案を行うにしても概算維持管理費では全く収まらなくなります。維持管理費を見直していただくか, 要求水準を下げていただくことは可能でしょうか。	原案のとおりとします。12月の入札公告時にてお示しする予定価格を踏まえ, ご提案ください。
81	○	-	-	89	第4	3	(1)	-	-	-	(i)	定期保守点検業務	「消火栓ホースや消火器の定期的な耐圧性能試験を実施し, 更新等を行うこと。」とありますが, 耐圧試験を実施する費用と, 機器を更新する費用を比べると, 耐圧試験を実施せず, 更新を行う方が安価になる場合があるため, 耐圧試験を実施せず, 更新を行う形でも問題ないでしょうか。	関係法令, 基準等に沿った対応であれば, 事業者の提案とします。
82	○	-	-	91	第4	5	(2)	-	-	-	(b)	-	「本施設の活動により排出される(中略)の搬出や処分は, 本施設で行うものとする」とは事業者が適切に搬出や処分を行うと考えて宜しいですか。	本施設の活動により排出される産業廃棄物等については, 市及び本施設で対応します。維持管理業務の実施に伴い排出される産業廃棄物等については, 事業者側でご対応ください。

■要求水準書(案)に関する質問への回答

No.	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	a	(a)	項目等	質問内容	回答
83	○	-	-	91	第4	5	(2)	-	-	-	(b)	定期清掃業務	「日常清掃は、主に児童・生徒・本施設職員にて実施するが、同箇所の清掃は、事業者が実施する定期清掃でも実施すること。」と記載がありますが、想定されている「日常清掃の具体的な箇所、作業内容、頻度」をご教授ください。	本施設竣工後の日常清掃の頻度等は現在未定ですが、現状の各施設での日常清掃を参考として下記に示します。 ●現若葉小 ・頻度：月・火・木・金 ・対象箇所：教室・特別教室・体育館・廊下 ・内容：掃き掃除・雑巾拭き・モップ拭き ●現第四中 ・頻度：毎日 ・対象箇所：教室・特別教室・廊下・昇降口・階段・体育館 ・内容：掃き掃除・雑巾拭き（一部掃除機、モップ拭き） ●現若葉分館 ・頻度：毎日 ・対象箇所：館内及び入口部分 ・内容：掃き掃除及び机の水拭き 頻度：随時 ・対象箇所：トイレ及び側溝（排水溝） ・内容：トイレは汚れを拭き掃除、側溝はつまりの除去
84	○	-	-	91	第4	6	-	-	-	-	-	保安警備業務	「事故、犯罪、火災、災害等が発生した場合は、速やかに急行し、市、本施設職員及び関係機関へ通報及び連絡を行うこと」とありますが、日常警備は本施設職員が実施することから、機械警備で異常が発生した場合のみ、警備員が駆けつけ、連絡対応を実施する認識で宜しいでしょうか。	機械警備で異常が発生した場合を含め、定期点検等の維持管理業務実施中に異常が発生した場合も対応ください。
85	○	-	-	92	第4	7	(1)	-	-	-	-	長期修繕(保全)計画の作成	遊具を含む運動器具、厨房機器は長期修繕計画の対象となりますでしょうか。	お見込みのとおりです。

■要求水準書(案)に関する質問への回答

No.	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	a	(a)	項目等	質問内容	回答
86	○	-	-	92	第4	7	(1)	-	-	-	-	長期修繕(保全)計画の作成	建築物・建築設備に係る大規模修繕は貴市が直接行うため、要求水準書(頁92)「長期修繕(保全)計画の作成」には含まない認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
87	○	-	-	92	第4	7	(3)	-	-	-	(a)	修繕業務費の計上	現在、事業期間合計で112,000千円の計上を指示され、毎年8,000千円支払われるとなっています。少なく感じますが、金額的に追いつかなくなった場合は、別途協議があるとの理解でよろしいでしょうか。	市から事業者への修繕業務費支払額8,000千円/年は、単年度当り当該金額内での業務実施を限定するものではありません。事業期間全体での修繕業務費として112,000千円を計上し、各年度適正に割り振った上で長期修繕(保全)計画を作成してください。
88	○	-	-	92	第4	7	(3)	-	-	-	(a)	-	修繕業務費は入札価格に含ませないと考えて宜しいですか。	経常修繕及び計画修繕に係る費用は入札価格に含みますが、大規模修繕に係る費用は含みません。
89	○	-	-	92	第4	7	(3)	-	-	-	-	修繕業務費の計上方法及び支払方法等	事業期間全体での修繕費が記載されていますが、運営開始1年後以降14年間で見積もりをしているという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。詳細は、入札公告時にてお示します。
90	-	資料1	-	2	-	3	(12)	-	-	-	-	防災倉庫等	防災倉庫等は簡易な構造物・工作物という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
91	-	資料1	-	2	-	3	(12)	-	-	-	-	既存施設等	改修前の若葉小プール・第四中プールは既存施設等に含まれるという認識でよろしいでしょうか。	若葉小プール・第四中プールは「既存校舎等」に含みます。用語の定義を精査し、各資料を修正します。
92	-	資料5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	資料5	小学校児童用ロッカー、中学校生徒用ロッカー、少人数教室ロッカー(小中共)の数量が3と1となっています。数量3のロッカーと1のロッカーの違いをお教えてください。	仕様の違いによるものです。入札公告時に参考品番を掲載した什器備品等リストを公表予定です。
93	-	資料13	-	-	-	1	(1)	-	-	-	-	-	「定期保守点検業務」は建築基準法(第12条に基づく点検)の「特定建築物定期調査」の認識でしょうか。そうで無い場合は、具体的な点検内容をお教えてください。	記載いただいた「特定建築物定期調査」の内容を含め、関係法令に基づく法定の点検を行ってください。

■要求水準書(案)に関する質問への回答

No.	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	a	(a)	項目等	質問内容	回答
94	-	資料13	-	-	-	2	(1)	①	エ	-	-	-	「校内放送設備」と記載がありますが、「放送室・放送機器室」内の放送設備も対象内という認識でしょうか。	お見込みのとおりです。
95	-	資料13	-	-	-	2	(1)	⑦	-	-	-	-	「防火設備」は建築基準法(第12条に基づく点検)の「防火設備定期検査」の認識でしょうか。そうで無い場合は、具体的な点検内容をお教えてください。	「防火設備定期検査」の内容を含め、関係法令等に基づく法定の点検を行ってください。
96	-	資料13	-	-	-	2	(1)	⑨	-	-	-	-	「その他」の項目に「屋内運動場内(既存・新設共)の舞台装置、運動器具(バスケットゴール、防球ネット、セパレータネット等)と記載がありますが、要求水準書(頁89)に記載の通り、「定期的に取付・可動状態を点検・調整」のみで宜しいでしょうか。	要求水準書(案)の項目は満たすようご提案ください。
97	-	資料13	-	-	-	3	(1)	-	-	-	-	-	「定期保守点検業務」の項目に「校庭、植栽、運動器具(遊具含む)、屋外施設、工作物、舗装面、排水溝・排水柵等」と記載がありますが、具体的な対象物(対象設備)及び点検内容がありましたら教えてください。	提案内容に合わせて適切な点検内容をご提案ください。
98	-	資料13	-	-	-	3	(1)	-	-	-	-	-	「定期保守点検業務」の項目に「運動器具(遊具含む)」と記載がありますが、点検を実施するにあたり、点検資格等は必要でしょうか。	資格を有する者の点検が必要な項目については、資格等を満たすようにしてください。
99	-	資料13	-	-	-	5	(1)	②	-	-	-	-	「非常通報装置」の保守点検の具体的な点検内容がありましたら教えてください。	非常通報装置に異常がないかを確認いただきます。定期点検では、通報装置の自己診断機能、通報装置の監視等により異常の有無を診断、巡回点検については、巡回保守を行い、装置の機能、特性の試験または測定、異常がある場合は不良部品の交換を行っていただきます。具体の点検内容については、ご提案ください。